

# 令和5年度 射水市空き家等対策協議会

日時 令和6年2月20日(火)午前10時

場所 射水市役所3階会議室301

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 副会長の選任

4 議題

(1) 報告事項

①協議会等の経過及び特定空家等に対する措置等の状況について 資料1

資料2

資料3

②空家等対策の推進に関する特別措置法の改正内容について 資料4

③移住・空き家トータルサポート事業（案）について 資料5

(2) 協議事項

①空家等管理活用支援法人の指定等について 資料6

②空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等に係る取組方針  
について（案） 資料7

(3) その他

5 閉 会

(資料一覧)

- 資料1 射水市空き家等対策協議会について
- 資料2 特定空家等に対する措置等の状況について
- 資料3 本市の取組実績等について
- 資料4 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正内容について
- 資料5 移住・空き家トータルサポート事業（案）について
- 資料6 空家等管理活用支援法人の指定等について
- 資料7 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等に係る取組方針について（案）

\*参考資料

- 参考1 射水市空き家等対策協議会委員名簿
- 参考2 射水市空き家等対策協議会要綱
- 参考3 空家等対策の推進に関する特別措置法

(用語の説明)

○空家等（法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地

○特定空家等（法第2条第2項）

- 1 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 2 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 3 適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
- 4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 にある「空家等」をいう。

○管理不全空家等（法第13条第1項）

空家等が適切に管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等